

自宅で完結！2025年スタート「デジタル公正証書遺言」活用ガイド

2025年10月1日より、公証役場へ出向かずにビデオ通話で公正証書遺言が作成できる新制度が始まりました。
マイナンバーカードとPCを活用し、自宅や病院から「紙・印鑑不要」で法的効力のある遺言書を作成可能です。

従来方式 vs リモート方式：4つの進化ポイント

「役場への移動」から「自宅でのビデオ通話」へ



「実印・印鑑証明」が不要に



マイナンバーカードによる本人確認と、画面上への電子サインで完結します。

原本は「紙」から「クラウド保管」へ



電子データとして安全に保管されるため、紛失や災害のリスクがありません。

	後印の方式	新しいリモート方式
作成場所	公証役場 (または出張先)	自宅・病院・施設など
署名・捺印	紙に要名 ＋ 実印を捺印	画面上に電子サイン (自筆)
本人確認	印鑑証明書 ＋ 実印	マイナンバーカード等

完成までの簡単6ステップ

